市長への手紙

市政への提言

「市長への手紙」は、新潟市政へのご意見、ご提案をお寄せいただく広聴制度です。 みなさまからのご意見・ご提案は、今後の市政運営に役立てさせていただきます。 いただいたお手紙は、市長が拝見させていただきます。

●本市からの回答を希望しますか。(ホームページで)	での回答は行っており	りません。)
どちらかにチェックしてください。	□回答必要	□回答不要

- ●急ぐもの、地域が限定されたもの、具体的な制度や事業に関する説明を伴うものなどは、区長や 担当部署の責任者等からのお返事させていただく場合がございます。
- ●ご意見の内容を市のホームページなどに掲載し公表してよろしいでしょうか。 どちらかにチェックしてください。 □可 □不可

(ホームページの掲載に当たっては、お名前を掲載しないなど、個人情報に配慮いたします。)

●明らかに市政に関するご意見以外のものである場合、市以外の機関をご案内させていただく場合がございます。

「市長への手紙」は、以下の場合は原則として回答できません。

- 1. 誹謗中傷を含むもの
- 2. 明らかに営利・営業を目的とするもの
- 3. 趣旨が不明・不明確なもの
- 4. 匿名の場合や氏名、住所、電話番号等の記載がないもの(正しく記載のないものを含む。)
- 5. 明らかに組織的、団体としての行動で、内容が概ね同一であり、多数の手紙が投函されたもの
- 6. 市長等から回答した後、同一人物から同一趣旨の手紙が繰り返しよせられたもの
- 7. 市政に関わりがないもの
- 8. 差出人と市が争訟中のもの
- 9. その他、市長が不適当と判断したもの

※回答を行う場合は、原則20日以内に行うこととしておりますので、あらかじめご了承ください。 なお、内容により詳しい調査・検討・調整などが必要な場合は、20日以上の日数をいただく場 合がございます。

(以下、太字は必須項目)

年 月 日記入

住	所	(〒	_)		電	
						話	
氏	名				年	職	
					龄	業	
標	題						

****ご意見・ご提言内容****

- ●手紙には専用封筒を用意していますので、切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
- ●手紙の趣旨等を含め、わかりやすく記載してください。
- ●場所を特定したご意見については、略図等(図面等でも可)添付してください。

	ご意見・ご提言		
1		 	

お問い合わせ 新潟市市民生活部 広聴相談課 電話 025-226-2094